

鈴鹿市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和7年5月2日

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙 治

鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子

鈴鹿市監査委員 田 中 淳 一

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

(1) 選挙管理委員会事務局

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年1月7日

エ 指摘事項

ボランティア保険に関する手続きについて、事故が発生した際は人命に関わることもあるため、今後遺漏のないよう確実に事務処理を行うよう改善されたい。

オ 措置結果

今後は、保険加入に係る事務を確実にを行うため、職員2名により確認を行います。

(2) 総務部 管財課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年1月9日

エ 指摘事項

財産運用収入のうち建物貸付収入について、年度を誤って収入されている

ものが見受けられた。調定処理について、正確な決算額を把握するためにも、内容確認を徹底されたい。

オ 措置結果

調定処理の年度確認を徹底し、令和6年度分を適正に処理します。

また、令和7年度以降も同様に対応していきます。

(3) 教育委員会事務局 教育総務課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年1月29日

エ 指摘事項

課外工事である学校給食センター改修工事設計業務委託において、契約書の保管方法に不備が見受けられた。所管課として、契約時や委託業務完了後の書類引継時に確認を徹底するなど、適切な文書管理を行うよう改善されたい。

オ 措置結果

所管課として、契約時や委託業務完了後の書類引継時に確認を徹底するよう所属職員へ周知し、適切な文書管理を行います。

(4) 産業振興部 商業観光政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年3月12日

エ 指摘事項

パートタイム会計年度任用職員の出勤簿の確認について、勤務時間や年休の取得に漏れがないよう管理を行うとともに、勤務時間の集計も間違いなく処理するよう改善されたい。

オ 措置結果

出勤簿について、現に誤りが生じていた勤務時間、報酬金額、雇用保険料、源泉徴収対象額を修正し、それに伴う未払い分の報酬の支払い処理を行いま

した。

また、今後は誤りのないよう複数の職員による出勤簿の確認を実施し、適正な管理を行います。

(5) 産業振興部 商業観光政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年3月12日

エ 指摘事項

指定管理に係るモニタリングについて、チェックシートにおいて、実地調査項目に未実施の項目があった。今後、当該施設に見合ったチェック項目を整理し、適切に実施するよう改善されたい。

オ 措置結果

夏期を中心に季節限定で開設される施設の特性に伴い、チェックシートでは開設期間であるのかの判別がつきにくい状況であったことから、様式を見直し、開設期間についても明示することとした。

(6) 産業振興部 産業政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年3月24日

エ 指摘事項

指定管理に係るモニタリングについて、チェックシートにおいて、実地調査項目が未実施であった。今後、当該施設に見合ったチェック項目を整理し、適切に実施するよう改善されたい。

オ 措置結果

事業計画書に記載された確認事項を鑑み、当該施設の現状に見合うチェック項目に整理した上で、適切に実地調査を行います。

(7) 子ども政策部 子ども政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年3月26日

エ 指摘事項

椿幼稚園の敷地内の樹木の伐採について、分割して同一業者から見積りを徴取し随意契約を行っている。工期を考慮して別々に発注したとのことであるが、結果として同一業者と契約を締結している。公平性、透明性及び経済性を確保した適切な契約事務を行うよう改められたい。

オ 措置結果

鈴鹿市契約規則をはじめとした関係法令を遵守し、現場の状況に応じた適切な時期や施工方法等について十分な検討を行った上で、公平性、透明性及び経済性を確保した適切な契約事務を行います。

(8) 子ども政策部 子ども政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年3月26日

エ 指摘事項

神戸幼稚園のプール防水関連の業務を作業ごとに分けて発注したとのことであるが、一体性があると考えられる工事を分割して同一業者から見積りを徴取し随意契約を行っている。契約事務の公平性、透明性を図るだけでなく、経済性及び工事の安全・適正な履行を確保し、適切に行うよう改められたい。

オ 措置結果

鈴鹿市契約規則をはじめとした関係法令を遵守し、工事担当課や施工業者との協議を密に行いながら、現場の状況に応じた適切な施工方法等について十分な検討を行った上で、公平性、透明性及び経済性を確保した適切な契約事務を行います。

(9) 子ども政策部 子ども政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和6年12月26日

ウ 措置通知年月日 令和7年3月26日

エ 指摘事項

白子保育所における床改修関連の工事において、一部対象工事を分割して、それぞれ同一業者と随意契約を締結している。公平性、透明性及び経済性を確保した適切な契約事務を行うよう改められたい。

また、工事の施工後に新たに追加工事を行っていることから、現場の状況に応じた施工方法について事前に業者と十分に協議するとともに、保育現場との事前協議や所属内での確認を徹底するなど、計画的に執行するよう改められたい。

オ 措置結果

保育現場との事前協議を十分に行って修繕発注の計画を立て、鈴鹿市契約規則をはじめとした関係法令を遵守し、工事担当課や施工業者との協議を密に行いながら、現場の状況に応じた適切な施工方法等について十分な検討を行った上で、公平性、透明性及び経済性を確保した適切な契約事務を行います。

鈴鹿市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和7年8月4日

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙 治

鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子

鈴鹿市監査委員 水 谷 進

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

(1) 社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

所管課／健康福祉部健康福祉政策課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月27日

エ 指摘事項

ふれあい広場鈴鹿実行委員会に対する補助金について、例年定額で交付しているが、実施事業に見合った補助金を交付するため、交付申請から実績報告までの一連の手続きを定めた補助要綱等の基準を整備されたい。

オ 措置結果

対象事業の交付申請から実績報告等に係る必要書類や、一連の手続きを定めた補助金交付要綱が整備されたことを確認しました。

(2) 労働福祉会館

指定管理者／三重コンニクス株式会社

所管課／産業振興部産業政策課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月23日

エ 指摘事項

過去に市から無償で貸与された備品のうち、現在使用されていないものが見受けられた。所管課と協議の上、廃棄等の整理をするとともに、基本協定書についても適宜見直されたい。

オ 措置結果

劣化による使用不可能な備品の確認・廃棄を行い、廃棄済の備品とともに市の備品台帳から削除しました。

また、基本協定書及び年度協定書についても備品リストから削除し、修正しました。今後は、廃棄した備品は、備品台帳から削除し、両協定書の備品リストと突合を行い管理します。

(3) 労働福祉会館

指定管理者／三重コニックス株式会社

所管課／産業振興部産業政策課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月23日

エ 指摘事項

指定管理者が行う業務の一部について第三者へ委託しているが、市の承諾を得ていないものが見受けられた。基本協定書の規定に基づき、適正な手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

第三者へ委託している業務を確認し、承諾しました。今後は、あらかじめ市の承諾を得てから委託するよう、指示しました。

(4) 労働福祉会館

指定管理者／三重コニックス株式会社

所管課／産業振興部産業政策課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月23日

エ 指摘事項

経理処理の基本的事項を定める経理規程の内容と合致していない処理方法が見受けられたので、所管課と協議の上、改められたい。

オ 措置結果

経理規程の内容が現状にそぐわない点について、両者で協議の上、合致するよう修正し、令和7年4月1日から施行しました。

(5) 白子駅東自転車駐車場、白子駅東第2自転車駐車場、白子駅西自転車駐車場
指定管理者／蔦井株式会社

所管課／危機管理部交通防犯課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年4月30日

エ 指摘事項

利用料金の減免及び還付について、鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則第8条第3項及び第11条第2項に定める手続きを行っていないので改められたい。

オ 措置結果

鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則第8条第3項に定める利用料金の減免については「自転車駐車場駐車料金減免決定書」、同規則第11条第2項に定める利用料金の還付については「自転車駐車場駐車料金還付決定通知書」の様式を定めました。今後は、管理人への周知のうえ、定めた様式により必要な手続きを行います。

(6) 牧田コミュニティセンター

指定管理者／牧田地区地域づくり協議会

所管課／地域振興部地域協働課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月20日

エ 指摘事項

現行の指定管理において協定書から削除した備品について、指定管理者が台帳を整備し管理しているが、適切な管理を行う上でも指定管理者と市双方が状況を把握することが望ましい。取扱いについて協定書に明文化するなど、所管課と協議の上、見直されたい。

オ 措置結果

協定書から削除した備品の取扱いについては、指定管理者が管理する物品として、年度協定書第5条及び別紙1 管理物品一覧に追記しました。

(7) 牧田コミュニティセンター

指定管理者／牧田地区地域づくり協議会

所管課／地域振興部地域協働課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月20日

エ 指摘事項

使用許可申請書の受付の一部について、鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則の規定に基づかない運用を行っているものが見受けられた。規則と運用が整合するよう見直しを図られたい。

オ 措置結果

鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則の規定に基づいて運用を行うよう運用方法の見直しを行い、仮予約を行うことはできないことにしました。

また、利用の申込みに関して、サークル活動を目的とした申込みの場合も、会議等の場合と同様に、使用日の属する月の3月前の月の初日から受付するよう改めることとしました。利用者には周知期間を設けるなど配慮しながら改善していくよう指定管理者に対して指導しました。

(8) 牧田コミュニティセンター

指定管理者／牧田地区地域づくり協議会

所管課／地域振興部地域協働課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月20日

エ 指摘事項

コミュニティセンターの使用許可後の使用変更又は取消しについて、鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則第4条に基づき適正に手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

コミュニティセンターの使用許可後に、申込者より使用変更又は取消しの依頼があった場合、利用者には使用許可書を添えて、使用変更（取消し）申請書を提出してもらい、内容が適当である場合は、利用者に使用変更（取消し）許可書を交付するよう改めました。